

參議院文教委員會會議錄第二號

五八

昭和三十一年二月九日(木曜日)午後一時四十二分開会

事務局側  
常任委員會專門員  
工樂英司君

一月二十五日議長において、小西英雄君を委員に指名した。

出席者は左の通り。  
委員長 理事

有馬  
英二  
川口爲之助君  
湯山 勇君

劍木 亨弘君  
中川 幸平君  
松原 一彦君

三木興吉郎君  
秋山 長造君  
安部キミ子君  
村尾 重雄君

木屋  
重姫君  
加賀山之雄君

文部大臣　清瀬　一郎君  
府委員　文部政務次官　竹尾　式君

文部大臣官  
房会計課長  
天城 勳君  
緒方 信一君  
等教育局長  
文部省初等中

文部省大學  
學術局長 稲田清助君  
文部省管理局長 小林行雄君

事務局側	常任委員 会専門員 工業 英司君	本日の会議に付した案件
○委員長(飯島連次郎君)	○本委員会の運営に関する件	○日本学士院法案(内閣送付、予備審査)
派遣の件であります。近く国会に提案を予定されおりまます教育委員会制度改正に伴う関係諸法律の一部改正、教科書法案等の審議に資するため、この	○委員派遣承認要求の件	○理事の補欠互選
○委員長(飯島連次郎君) 次に、委員	○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)	○教育、文化及び学術に関する調査の件
いたします。	(昭和三十一年度文教予算に関する件)	(愛知県の学区制に関する件)
○委員長(飯島連次郎君) ただいまより文教委員会を開きます。	(長崎県の学校給食用粉乳の不正横流し事件に関する件)	(昭和三十一年度文教予算に関する件)
まず先日の理事会における協議の内容について御報告いたします。委員会の開会については毎週火曜日、木曜日の午後を定期とし、その他は必要に応じて随時開くということです。右の通り決定して御異議ございませんか。	(地方教育職員の停年制に関する件)	(愛知県の学区制に関する件)
○委員長(飯島連次郎君) さよなら決定いたしました。	○秋山長造君 今派遣地についてですが、一班は山形、秋田。二班は島根、鳥取ということのようによく承わったのですが、これは山形、秋田というのと島根、鳥取というのとはどちらも大体似たようなところじゃないかと思うのです。大体農村もあるし、むしろやっぱり少し一班と二班で行く先を変えた方がいいんじゃないのか。まあ一班の方が山形、秋田ということならば、二班の方はむしろ都会地を中心にして方がいいのじゃないかと思うので、この鳥取、島根という方は距離的にも遠いし、むしろもう少し手前の兵庫、和歌山あたりにされた方が学校の小さい教育委員会に至るまでいろいろ段階もバラエティに富んでおる。そういうことで所期の目的に沿うゆえん	○委員派遣を行なうことに御異議ございませんか。

<p>ではないか。というふうに私どもは考えます。</p> <p>○委員長(飯島連次郎君) お詣りいたしましたが、委員派遣の第二班について秋山君から変更の御意見がございましてが、御異議ございませんか。</p>
<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>○委員長(飯島連次郎君) 御異議がなければ……。</p>
<p>○加賀山之雄君 理事会ではどういうお話をされたのか、それを選定された事情を……。</p>
<p>○委員長(飯島連次郎君) 速記をとめて。</p>
<p>〔速記中止〕</p>
<p>○委員長(飯島連次郎君) 速記を始め</p>
<p>て。ではただいま秋山委員から提案され</p>
<p>ましたように、派遣地の第二班は兵庫、和歌山に変更することに御異議ございませんか。</p>
<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>○委員長(飯島連次郎君) 御異議なければさよろく決定いたしました。</p>
<p>なお派遣委員の人選、派遣期間等、内容の詳細につきましては委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。</p>
<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>○委員長(飯島連次郎君) 御異議なければさよろく決定いたしました。</p>
<p>○委員長(飯島連次郎君) 次に、本日</p>
<p>教學算を議題とすること、その他当面の文教政策等に関する質疑を行なうことなどを協議いたします。</p> <p>以上御報告いたします。</p> <p>○委員長(飯島連次郎君) まず理事補欠互選を議題といたします。</p> <p>互選の方法は先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○委員長(飯島連次郎君) 御異議なければ委員長は湯山勇君を理事に指名いたします。</p>
<p>政府より提案理由の説明を求めます。</p> <p>○委員長(飯島連次郎君) 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案及び日本学士院法案を一括して議題いたします。</p>
<p>○国務大臣(清瀬一郎君) ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由および内容の概要を御説明申しあげます。</p>
<p>この法律案は、昭和三十一年度予算に照応して関係条文を改正するものであります。国立大学附置の研究所の設置について規定するものであります。</p>
<p>改正点は、京都大学に附置研究所として、ウイルスの研究ならびにウイルス病の予防および治療に関する学理およびその応用の研究を目的とするウイルス研究所を設置することでありま</p>

—

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。なにとぞ十分御審議のうえ、御賛成くださるようお願い申しあげます。引き続きまして日本学士院法案について、提案理由と内容の概要とを御説明申し上げます。

この法案を提案するおもな目的は、現在、総理府の機関たる日本學術會議のうちに置かれている日本學士院について、その会員が日本學士院において選定することとし、これに伴い、日本學士院を文部省に移管することあります。

日本学士院は、明治十二年に創設され、以来七十有余年の間、わが国最高の学術上の諮問機関として、硕学を集め、学術の振興に多大の貢献をして参りました。また、その会員たることは、科学者として最高の名誉とされてきたのであります。この間、時代の変遷に応じて、その権限には多少の変化が見られましたが、その基本的な性格には変りがなく、昭和二十三年に至りました。かかるに、昭和二十三年、日本学術会議法が制定されるに及び、日本学士院はもっぱら学術上功績著著な科学者を優遇するための機関として、その性格を明らかにし、日本学術会議のうちに置かれることになりました。そして、從前日本学士院が有していた諮問機関としての機能は、日本学術会議に引き継がれ、またその会員は、日本学術会議において選定されることになつたのであります。

以上がこの法案の提案理由および内容の概要であります。  
なにとぞじゅふん御審議の上、御賛成下さるようお願い申し上げます。  
○委員長(飯島速次郎君) 本件に関する質疑は後日に譲ります。

とを、その目的とするものであります。したがつてその事業として、日本学士院は、学術上特にすぐれた研究業績に対して恩賜賞・日本学士院賞を授賞すること、会員が提出しましたは紹介した学術上のすぐれた論文を発表するため、邦文および歐文の日本学士院紀要を編集発行すること、また、国際学士院連合に加入することができる、称号を与えることができるなどをして、法文上に明記いたしました。

この法案の内容のおもなものを申あげれば、次のとおりであります。  
第一は、日本学士院の所轄を昭和一十三年以前のように文部省としたこと  
であります。第二は、日本学士院会員  
を日本学士院みずからが選定すること  
としたことであります。その他のこと  
につきましては、おおむね現状どおり  
であります。すなわち、日本学士院  
は、学術上功績著々な科学者を優遇す  
るための機関とし、これにふさわしい  
事業を行い、学術の発達に寄与するこ

も、昨年十月の総会で、日本学士院を分離独立させることが適當とする旨を決し、これを政府に要望いたしましたので、政府において慎重に考究いたしました結果これを適当と認め、今回この法案を提出するに至つたものであります。

○委員長(飯島連次郎君) 次に、昨年  
未実地調査を行いました愛知県の学区  
制の問題に関する、今回これが解決をみ  
ましたので概要の御報告をいたしてお  
きます。

前国会以来取り上げて参りました愛  
知県高等学校学区制問題について、そ

きまして円満に妥結した旨、電報その他で報告がございました。

針というものは持たれてしかるべきだ。で、これは文部大臣としてそういうお考えをお持ちになつておるか、ちよつとこれに関連してお伺いしておきたい。

○委員長(飯島辰次郎君) 次に、昨年未実地調査を行いました愛知県の学区制の問題に關し、今回これが解決をみましたので概要の御報告をいたしておきます。

前国会以来取り上げて参りました愛知県高等学校学区制問題について、その後の経過を御報告いたします。

昨年末本委員会が実地調査を行い、その結果の報告におきまして、この問題は生徒、父兄、教師等の不安、動搖、焦燥を考えれば、早急に解決すべき性質のものであるから、県、市双方とも最善の努力をしてもらいたい旨を要望して参った次第であります。結果局昨年中はなんらの進展を見せないまま年を越しました。今年に入つてからもなかなか進まない様子でありましたので、一月十二日には調査室をして、県、市各東京出張所長に事態を確かめさせましたところ、さっそく県、市両教育委員会から中間報告が参りました。そこで、なかなか解決しかねていることが判明いたしました。そこで文教委員長名をもつて、両教育委員会に対し、電報で、解決の促進を強く要請いたしましたところ、ただちに両教育委員会より、努力する旨の返電がございました。その後も両教育委員会の教育長などからしばしば経過報告を受け、そのためには、問題を解決する意図で、たびに解決を督励して参つたのであります。この間両者の交渉は頻繁に行われ、糾余曲折を経ましたが、ようやくにして二月六日に至り、昭和三十一年度入学者選抜に限り定員の六割までは志願者の全員より選抜と、残りの四割は旧学区内の志願者から選抜することとして、県、市両教育委員会の間にござります。

○國務大臣(清瀬一郎君) これは今の教育行政の組織によるものでござりますので、別に設けられまする審議会等の御意見も承わり、またわれわれの行政的に行なうべき行いの方にもよりましょうから、十分に研究いたしまして、かようなることが永続しないようにならうと決心いたしております。

○秋山長造君 實は昨日の朝日新聞へこの学区の問題が相当大きくなり上げられていろいろな例がある。その中には文部省の初中局の杉江中等教育課長の談話が載つておる。その談話によりますと、やはり文部省としても、この学区の大きい小さいは議論があるとしても、要するに学区制というものはやはり堅持していくべきものだ、それが教育の機会均等ということを守つていゆえんであるという趣旨の談話が載つておる。しかしどもこの載つておった談話程度では、どうも實際に現実に火がついてあっちこっちでもめておるこの学区制問題と、いうものを何とか解決をつけるといふべき目があるかどうか、はなはだ疑問なんです。われわれから考えれば非常に微温的な感じを受けるわけでございます。いずれにしましても、これは教育行政の根本問題に触れる問題ですから、最終的に文部大臣が今構想されておられるような教育制度審議会といふようなものであるいはおやりになるのが適当かと思ひますけれども、しかしこれは、もうすでに今までに文部省として当然

一つの方針というものを持つておられたはずなんです。それからまた現に三月の受験期を控えて非常にこれはもう徒、すべてがもう頭を悩ましておる。これは目の先に火のついておる問題であります。一刀両断に、もうこれであつたら全部びたつと解決してしまうのだということは、なかなか文部大臣のおつしやるよう、今すぐといふことはできないかも知れぬけれども、しか文部大臣としてこの学区制の問題について何かそこまでいかないにしておも、中間ぐらいのところでもよろしいから一つの方針を打ち出され、それによつて助言、勧告を行われることがやはりこの問題を少くとも今より大きくしない、あるいはある程度抑えられるというぐらいい効果は狙えるのじやないかといふように思ふ。その点どういふようにお考えですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) なおこれら

の点十分に研究いたしますが、助言なり勧告はいたしたのでござりますが、それではきめ手にならないのですね。いかなるしかしながら学区制が日本に適当なりやをも研究いたし、それからしてどういうところで最後の断が下せるかということときめなければ今制度のまでは、これはいけませんです。いけませんことはもう現にこうあります。文部省において十分に研究をし、また学識経験者に研究していただき、来年の初めまでには必ず適当な案を得たいと思つております。

○秋山長造君 助言、勧告をなさつたといふのは文部省が何年か前にやつたという意味なんですか、それとも大臣

が御就任になつて以来、大臣自身の手でおやりになつたということなんですか、その点と、それから第二点は、まあ何らかの方針をきめなきやならぬとして、いずれにしても学区制といふことをはわかるのですが、きめるに

のを清瀬文部大臣はあくまで守つておこうといふお考えなんですか、それとももう学区制そのものもこれはどうなるかわからぬといふお考えなんですか。その点お伺いします。

○國務大臣(清瀬一郎君) それもクリアー・カットに今先にきめてしまつて審議会にかけることもいかがかと思ひます。私個人の感想を言えとおつしかと、こう思つております。

○秋山長造君 それから第一点の方は、通牒を出す……。

○國務大臣(清瀬一郎君) 前任者の時代並びに私になつてからも口頭または書面でいろいろいつていてるのであります。今局長より答弁させます。

○政府委員(猪方信一君) 大臣の今の御答弁を補足いたしますと、愛知県の学区の問題が起りましてから、これは先ほど委員長から御報告がありましたように、来年度の入学期を控えて教育委員会の間に対立が起つて非常に混亂が起つておりますので、それに対しまして早く解決をされるよういろいろと内面的に話を進めて来たのでございました。

○委員長(飯島連次郎君) お手元にお配りいたしました昭和三十一年度予算要求額事項別表、これに即して自先に火がついているのは学区の問題だと思うのです。何か従前の対策というところまでいけぬにしても、文部省としてただ手をこまねいて見ていいのですよ。今地方で一番教育問題とするところは来年だといふ話なんですが、そいつておられぬ情勢だと思ひます。

○政府委員(稻田清助君) 承知いたしました。

○委員長(飯島連次郎君) それではたゞいまの資料要求のありました国立学校設置法の審議をするに必要な資料の準備は、その他おできる限りの資料を一つ御用意願いたいと思います。あ

ういうふうにきめるかということにつきましては、これは地方の都道府県のか、その点と、それから第二点は、まだ、それについて文部省が何か指示をしたわけでございます。

○秋山長造君 結局、十分相談すると大きい小さいということはともかくとして、いずれにしても学区制といふことをはわかるのですが、きめるに

いうことはいついたしておりません。先ほど申しましたような意味で、教育委員会の権限になつておりますので、それについて文部省が何か指示をしたわけでございます。

○委員長(飯島連次郎君) 次に昭和三十一年度の文教予算を議題といたしまして、できるだけ御意に沿うよう

ございまして、よく当局と相談をいたしました。

○湯山勇君 議事進行ですが、予算の方はすつと引き続いて、中断しないよ

うに、説明を開き、審議した方がいい

んじやないかと思ひますので、本日の

最後の案件になつております調査事項の方をお取り上げいたいたらい

かがでしようか、そらしていただきた

いと思うのですが。

○政府委員(竹尾大君) よくわかりました。

○政府委員(竹尾大君) おきめになつて、そうして、もう一度

われわれにその点をお知らせ願いたいとお願いしておきます。

○委員長(飯島連次郎君) ただいまの

湯山委員の御提案はもつともだと思ひますが、予算の問題は本日は説明だけを一応聞きとつて、質疑は次回に譲つただけのものなんだと、大臣がいつてしまわれたからしようがないのです

が、大臣自身があまり学区制の問題について十分研究もなさつてないといふことが今の御答弁で局長の答弁と食い違つてゐる点からどうも汲み取れる

よう思ひます。これはやつぱり考えようによつては学区の問題、これは

非常に深刻な問題だと思うのです。やはりこれ、大臣としてもつと関心を持つて十分考えていただかなければい

かぬ。政務次官がお見えになつてゐるのですが、政務次官はどうですか、根

本的なことは来年だといふ話なんですが、そいつておられぬ情勢だと思ひます。

○委員長(飯島連次郎君) たゞいまの

湯山委員の御提案はもつともだと思ひますが、この次までに一つなるべく資

料を提出していただきたいと思うのですが、それはこの設置される施設がど

ういうものであるか。それから第二点は、その構成メンバーがどういうもの

であるか。ウイルス研究所の構成ですか。そらいうことも大体予算にも計上

されておるようですが、その計算された予算の根柢はどういうもの

であるかといふ資料を御提出願いたい。

○委員長(飯島連次郎君) それでは予

か。そこらへんに見えられるはずです。

○委員長(飯島連次郎君) それじゃけつこうです。

○湯山勇君 それでは予算についての説明を求めます。

○委員長(飯島連次郎君) それでは予算についての説明を求めます。

○政府委員(天城勲君) お手元にお配りいたしました昭和三十一年度予算要求額事項別表、これに即して

まして概略御説明いたしました。

○政府委員(天城勲君) お手元にお配りしてございますので、事項によつてはこ

ちらもあわせてごらんいただきたいと

思つております。

順序に従いまして一番最初は義務教

育の充実の問題でございますが、その

中で最初に義務教育費国庫負担制度の

実施、これは三十一年度七百六十九億

五千万円を要求いたしております。前年度に比べまして三十二億五千万、この中身は負担金と教材費でございますが、給与費の負担金の方は明年度概略五十一年児童増を見込んでおります。その他昇給財源は国家公務員の例にならいまして昇給率四%、それから昨年制定されました産前産後の休暇に伴う補助教員の給与費等を見込んで給与費で七百五十六億三千四百万、教材費は児童の自然増に伴います増加を見込んでおります。

第二番目の義務教育関係の教科書無償給与でございますが、これは別途法律案を具して御審議を願うことになりますが、いわゆる準要保護児童に対しまして教科書の無償給与を行ふ、このために必要な経費一億三千illionを新たに計上いたしたわけでござります。御存じの通り從来新たに入学する児童に対しまして、一年生だけ国語と算数の教科書を配付しておりますけれども、二年ほど中止の状態になつておりましたが、それにかえて新しい立法措置で準要保護児童に給与をいたしたい、こう考えております。明年度は取りあえず小学校の児童だけを対象にいたしまして、大体対象人員は二十一万ほどでございます。

第三番目に特殊教育の振興でございますが、いろいろございますが、備考欄にございますように、育ちろ児童の就学奨励費、これは法律もございまして、義務制の分につきまして就学奨励の補助金を出しておりましたが、一応中学三年までの義務制が完成いたしま

したので、明年度は高等部にこれを及ぼしたい、こう考えて予算を要求いたしております。特に盲学校における点字教科書の問題が印刷あるいは入手の面でいろいろ問題がございましたので、明年度高等部の生徒に対しまして教科書の購入費を補助するという金額を約二百万ほど就学奨励費に加えて要請いたしておりますし、備考欄の(5)にござりますように、点字印刷機をさきに一台購入いたしまして点字教科書の印刷を促進したい、こう考えております。

その次のべき地教育の振興の経費でございますが、明年度は主として教育内容の面に力を注ぎたい、こう考えまして、備考といたしましては備考欄の(3)にござります単級複式学校の教育課程作成といふこの経費を新たに計上いたしたい。

それから四番目にござりますべき地勤務の小学校教員の臨時養成、これは従来からございましたけれども、金額が不十分でございましたので、その増額をはかりまして十三ヵ所の臨時養成機関を設置していく、こういう点を中心として力を注いだわけでござります。

その他の点につきましては大体前年度と同様の金額でございます。

その次に学校給食の助成の項でございますが、最初に教科書におけるいわゆる準要保護児童対策と同じように、給食につきましても同様の措置をとりたい、こう考えまして五千万を要求いたしております。

それから学校給食の施設設備の関係では前年度五千万に対しまして本年度一億五千万要求しておりますが、念願

の学校にまで学校給食を及ぼすという考え方でこれも別途改正案を出して御審議を願う予定であります。

その次に教科書制度の改正でござりますが、これは昨年來教科書の検定、発行された点についていろいろな議論もございまして、たゞいま教科書の制度につきまして全面的な改正案を検討中でございますが、それに伴う新しい予算措置でござります。内容といたしましては、教科書の検定関係では新しく検定の審議会を設ける、それから発行の審議会を設けるということと、検定事務の強化ということで金額を計上いたしました。特に從来非常勤の調査員でやつておりました検定を改善するためにはその一部を常勤の調査官に置きかえることにいたしまして、別途人件費として調査官四十五人分の人件費を計上いたします。

それから採択面につきましては、從来の短期間の展示会制度を改めまして、いわゆる常時教科書の研究と展覧に供する意味の常設展示会場、あるいは教科書のセンターというような構想を考えまして、それに要します最初の設備費の補助三千万を計上いたしております。予算的には大体六百カ所を予定して三千万を計上いたしておるわけでございます。

その次に教育内容の改善充実の項でございますが、最初に文部省におきます地方教育に対する指導機能を充実するという前提で、現在二名おります視学官を六名に増員いたしましてその人件費を別途に計上いたしますとともに指導に伴う経費を計上いたしており

それから教育内容の刷新改善は從来に統きまして指導要領の改訂、これに伴う手引書等の予算を計上いたしておりますが、事項欄にあります指導行政地方に対する國の教育内容の指導あるいは趣旨の徹底、教員の講習会といたるようなものを充実していくという意味で、それぞれ金額は少額でございますけれども増額して要求いたしております。次の一ページに入りまして産業教育、それから理科教育、学校図書館、こわ校の補助金でございますが、それそれぞれ法律の保護費がございまして、高等学級に対する教育の振興を援助してきてあるわけでございますが、これらの経費は補助金でございますので、地方財政との関連が深い経費でございます。特に三十年度の後半から三十一年度にかけましての予算を通じて地方財政の再建という大きな課題がございました。補助金をある程度自負するという基本線がございましたために、全体として前年度に比べて金額が落ちたわけではございます。しかしこの落ちた中でござります。しかしこの落ちた中でできるだけ従来の実績から重視的なものは確保していくという考え方をつとめて参りましたが、この中で変りました点は、理科教育振興では明年度三億六千五百万の予算の中で、新たに私立学校を対象としたしまして一千万を私学に向ける考え方であります。学校図書館の方におきましては從来図書の一冊当たりの単価が低くて、実際に割わないという批判が多くつたので、単価をそれぞ

れ改訂いたしましたて、実績に近付けた  
わけでございます。

その次の文教施設整備でございます  
が、最初の国立文教施設の整備、これ  
は前年度に対しまして約一億三千万増  
で要求いたしておりますが、中身にお  
きましては昨年から立てております緊  
急の整備計画に基きます第二年度とい  
たしまして病院施設の緊急を要するも  
のの整備及び戦災復旧の整備というよ  
うなものに重点をおきまして、計画に  
従つて予算を計上いたしております。

それから公立文教施設の方は前年度  
に比べてこれは一億ほど金額が減じて  
おりますが、これも先ほど申しました  
地方財政に対する再建と、う面での補  
助金の、政府全体の補助金に対する政  
策から出たために金額が一億ばかり落  
ちて参りましたけれども、内容的には  
従来からいろいろ問題のありました補  
助単価の是正を第一に取り上げており  
ます。それから第二番目に木造、鉄筋  
あるいは鉄骨の構造比率を引き上げま  
して、公立文教施設の質的充実をはか  
らう、こういう考え方を内容にいたし  
ております。備考で若干補足いたしま  
すと中学校屋内運動場の補助金でござ  
いますが、これは従来積雪寒冷湿润地  
帶を対象としたとしておりますのを、明  
年度から必ずしもこの地帯に限らず一  
般に及ぼしていきたいという考え方を  
もつておりますし、老朽危険校舎の改  
築におきましても前年度より一億五千  
万減でありますがあく高等学校分につき  
ましては若干ながら金額を伸ばしてお  
ります。

でございます。金額は三億でござりますが、町村合併の振興して参るに従いまして学校統合という問題が起つてきています。これは町村合併の実を上げるという点で非常に必要なことでござります。と同時に、小規模学校を適当な所に統合いたしますことは、教育水準の向上にも、あるいは経費からみた学校経営の合理化のためにも役立つと、こう考えまして、新しく学校統合特別助成補助金を三億計上いたしましたわけであります。

その次のページに入りまして、学術振興という項であります、前年度十四億に対しまして二十四億五千万、

約十億弱の増でございますが、中身で主な点を申し上げますと、最初に国際

地球観測年事業、この経費が八億八千

七百万円増になつております。備考にもござりますように、新たに南極地域の観測費をこれに含めておりますが、明年度の計画といたしまして、南

極地域の観測に七億五千万、それからその他の国際地球観測年事業といましまして二億二千五百万円、合せて九億

七千五百万円を計上いたしておるわけであります。なお、補足いたします

が、南極地域の観測につきましては、碎氷船の建造費を必要といたしました

経費を三十年度の補正予算として別途五千三百万円計上いたす予定であります。科学研究費の事項は、前年度と同じ方で組んでおります。四番目に新たに私立大学理科特別助成補助金といふのを五千三百万円計上いたしておりますが、これは文部省の中央教育審議会におきまして、私学振興の方策として特

でござります。と同時に、小規模学校を適当な所に統合いたしますことは、教育

水準の向上にも、あるいは経費からみた学校経営の合理化のためにも役立つと、こう考えまして、新しく学校統合特別助成補助金を三億計上いたしました

が、主として初年度は設備関係を中心助成をはかりたいと、こう考えてお

ります。

七番目の国際文化の交流の事業といたしまして、備考欄にござります四番目の外国人留学生宿舎建設補助、こ

れを明年度新しい事項として要求して

おりますが、御存じの通り、現在日本の国費によつて外国人の学生を招聘し

ておりますが、この学生たちのために宿舎を建設しようという考え方で、新た

に二千八百万を要求いたしておるわけ

であります。その他は従来の事業の継続でござります。

六番目の勤労青少年教育の振興の面では、定期制高校及通信教育の整備、

それから青年学級の振興であります

が、これも先ほど来申し上げましたよ

うに、補助金の関係でござりますので、減額をやむなくされておるわけ

でござりますが、中身においてはそれ

ぞれ法律に基いて従来通り施行いたして参る考え方であります。

その次の育英事業等の拡充でございまして、そのうちの育英会の経費でござりますが、そのうちの育英会の経費でございまして、金額的には前年度と大した伸びを示しておりません。し

かし、育英会自身におきまして、返還金の額が次第に増加して参りまして、こ

れを学生に対する貸与金に使えること

になつておりますので、その償還額が明年度二億四千万円ほどござりますの

で、国の貸付金は四十億でござりますが、貸付は大体四十四億くらいできる

見当でございまして、中身において、

大学生において従来三千四百口と二千円口ほどございましたのを、三千四百口を拡大することと、それから高等学校の貸

与金が一律に七百円でございましたの

を、継続分について千円口を新たに設けるということで単価の増を図つてい

く考え方であります。学徒援護会は、新たに第二相談所を設置して学生アル

バイトの斡旋をいたそ。それから学生寮の建設は、前年度と同じように一

千人分を目指にいたしまして三千万円を要求いたしております。

私学振興は、特に顕著なものは変更

はございません。

社会教育でござりますが、社会教育の一般の社会教育助成、この費用で

は、備考欄にござりますように、(5)、(6)、明年マルボルンで第十六回のオリ

ンピック大会が行われますので、その選手派遣費を二千万円計上いたしてお

ります。それから続いて東京でアジア・オリンピック大会の開催が予定さ

れておりますので、それに必要な体育施設を整えるための準備費、設計費等

を含めまして千五百万円、これが新し

い事項でござります。社会教育特別助成金でござりますが、これは前年度七

千四百円に対しまして同額でございまして、前年度ございましていろいろな事

業の中から重要なものを続けていくと

いう考え方で計上いたしております。

特に文部省の人事費でござります

が、備考にござりますように、教科書

関係の調査官四十五名、それから指導

機構充実のための視学者六名、計五十

一名の人員増を含んでおります。

最後のページに国立学校の、総括費

用が載っておりますが、国立学校の総

経費前年度三百八億に対しまして三百

は、新たに四百四十九万八千円を計上いたしまして、各府県における婦人学

校の振興につきましては、新たに四百四十九万九千円を計上いたしました

が、これは文部省の中央教育審議会に

おきまして、私学振興の方策として特

でござります。

三十二億八千万、約二十五億の増に

なつておりますが、これの内訳はお手

元に別の資料がござりますと思ひます

が、そちらの裏の三枚目にござります

のでござります。



年末に来年度一年間の大体の需用量の申請をとるわけでございます。そして一応文部省としては大体の給食の実施延べ人員、それから一回の使用量、それから給食の実施日数というようなものをにらみ合わせまして大体の量が適当であるかどうかということを一応審査しているのでございます。ただ審査に当たりましては、特別に大きな開きがなければおりませんので、漸次その粉ミルクの使用量も増加してくるという状況にござりますので、特別に大きな開きがなければ一応その府県からの申請量といふものはのむというような態度で從来やっておつたのでござります。今回の長崎の事件につきましては、長崎から三十年度の第二四半期の申請量が急増いたしましたので、その点について係の者が不審を持ちまして長崎県のほうに問い合わせをいたしました。そしてその問い合わせの返事では、最近長崎県内の島の部分で急激にこの給食の普及と申しますか、人員が伸びてきたのです、やはりぜひこれだけは必要であるというような回答でありましたとの、それからその後に担当の課長が出て参りましたときに、文部省内でその説明を聞きましたときにもやはり同様な説明がありましたので、一応それを信頼したということでござります。しかしいずれにいたしましても、そういう水増しの申請が看破できなかつたことは、確かに審査が完璧ではなかつたという証拠になると思いますので、今後はこういった申請の審査につきましても、文部省としては一そく自戒し

て、嚴重にやりたい、いろいろやうに考えております。  
○湯山勇君 長崎県で給食会館を作ること、  
というよしなな計画があるといふやうなことは、局長はお聞きになつております。  
では全然伺つておりません。そういうふうなことは、局長はお聞きになつております。  
た県の方でそういう給食会館を作りになるということは全然伺つておりません。  
○政府委員(小林行雄君) 文部省としては全然伺つておりません。そういうふうなことは、局長はお聞きになつております。  
○政府委員(小林行雄君) 先般事件が起りましたあとで、吉岡課長が事務見えられたときに、私のところに見えました。そのときにはそういうことを言っておられましたが、それまでは全然私どもとしては伺つておりません。  
○湯山勇君 大臣にお尋ねいたしたいと思うのですが、ただいまお聞きのように、局長の御答弁を聞いておりましたと、結局文部省がだまされた。簡単にいふに、局長の御答弁を聞いておりましたと、結局文部省がだまされたのだといふふうな御答弁になるわけだと思ひます。  
す、結論的に申せば。そこで私はなるほどだまされたことは違いないにしても、これだけ大きな事件を起しておいて、単にだまされたということだけではないかと思うんです。これはもととづいて、これが文部省がだまされたのだといふふうな御答弁になるわけだと思ひます。  
では私はこれは済まされない問題ではないかと思うんです。これはもととづいて、定員増にしても、こういう直接国の金の出るところについて非常にきついた査定をして、ずいぶん地方の要望を測をすれば、危険校舎に至っても、定員増にしても、こういう直接国の金の出るところになるのでは、不見識、そういうことになるのではないかと思います。もととづいた観測をすれば、危険校舎に至っても、定員増にしても、こういう直接国の金の出るところについて非常にきついた査定をして、ずいぶん地方の要望を押さ、押えてきている。ところが一方

余剰農産物その他で贈手があつたり、他からの恩典のあるものについてはきわめてルーズで、むしろ今回の事件の問題ですけれども、地方財政に対する圧迫をじんじん一方では加えてゐる、一方ではこういう直接政府の金をあまり払っていないものについては贈手の面なんかについてはそれと逆にきわめてルーズである。こういろいろつなやり方が結局事ここに至らしめたのであって、私も大臣と同じようにこよいう事態が今後起らないことを願つておりますし、他の県からは絶対出てもらいたくないのでされども、しがしこれは単に希望だけであつて、すでにもみ消し運動なんかも起つているといふ事実もあります。そういういたしますと、まだまだ他にもあるということになれば、これは私は文部省としての責任も、ただ済まなかつた遺憾であるだけじゃなくて、非常に大きいものがあると思うのですが、大臣はこれらの点をどういうふうにお考えになつたらつてしまふますが、お伺いしたいと思います。

○湯山勇君 そこで大臣にお尋ねいたしましたのは、大臣は衆議院でお述べになつたよろしく罰則を設ける。そういうふうな方針でもつて今のよろんなお考えで今後どういうことが起らぬないようにしようとしているふうにお考えになつておるのであります。私は大へん問題だと思いますので重ねてお尋ねいたしますが、大臣が今後こういうことが起らぬないようにしておられるか、どういふ内容は單に罰則をつけるといふような性格のものか、もつと別なることでもお考えになつておられるか、これをお尋ねいたしたいと思います。

○國務大臣(清瀬一郎君) 私は他の機会でも言つたように、行政の運行が罰則だけではございません。法律家といふものはかえつて法律ばかりによることはいやなんです。しかしながらこの事件が起つて学校給食法といふものを見ますと、一たん配給を受けたものを外へは使はなといふ規則まではあるのです。だが使つた結果、これはいかんと考えたことは事実です。それからあれには小麦及び小麥粉が書いてあるのですね。ミルクその他のものについてはほかに使はなといふ規則さえないのです。ですからこの点についても今回の事件をよく掘り下げて考えてみまして、何か適当な法制上のこともあります。もう一つは監督ですが、監督と申しましても手がございません。これなどは監督するのにはどうしたらいいだらう。東京に座つておって親戚に電話をかけるくらいのことじや、これはいけることぢやございませんから、何か工夫をい

たしたいけれども、今回の事件は天から教えてくれた教訓でございます。これがすっかりわかりましたら、どこに欠点があるかを掘り下げて、私自身も考へ、局においても考えてもらいたいと思っております。

○湯山勇君 最後に要望を兼ねて大臣にお尋ねもいたしたいと思うのです。が、監督のことを今おつしやいましたが、監督は昨年の給食会の法律のときに立入検査ができるように改正になつておりますから、これは私はいいんじゃないかと思うのです。で、大臣のおつしやったような法制上の問題も確かににあると思いますが、しかしただこちやうふうに大臣が罰則を設けるのだとういうようなことをおつしやりますと、もみ消し等のさらに悪質化したものを、悪質化させるような懸念もありますから、簡単に大臣が罰則を設けるというような言葉はおつしやらないようにしていただきたいと思うのです。これは私の主観的なお願いかも知れませんけれども、あるいは新聞が真偽を誤り伝えたのかもしれませんけれども、そういう方法でなくして、やはり大臣とされましては、このことによつて罰則を強化するとか、その他のことによつてせつかくここまできておる給食がこれで頓挫するといふようなことがあれば、かえつて角をためて牛を殺すような結果になると思いますので、あくまでも給食をさらにも発展させるという立場に立つていろいろな対策、それから大臣の御見解の発表を今後ともお願い申し上げたい、文部省自体、先ほどの、單にだまされたというので済まさないで、文部省自体これは十分一つ御反省願つて、こういうことのな

いように、給食の面だけではなくて全般的に政策の中において給食を十分御認識になつた対策をお立て願いたい。これをお願いを申し上げるわけでござります。

○國務大臣(赤堀一義君) 今湯山も入  
の条理を尽した御意見には敬意を表し  
ます。そのようにいたしたいと思いま  
す。

ますが新聞によりますと、こういふうな事態が起つたのも結論的に言つて文教予算が少いからといふように報じております。と申しますのは、その費用を個人のために使つたかといふうに考えますと、そうではなくて、これは公金である、教育委員会の予算が少いから、その教育委員会のために事務費だとか、あるいは滞在費だとか、旅費だとかいうふうに使つた、こういうふうに当事者は言つているようでございますが、こうしたことになりますと、文部省の予算が少いふうな発言は、結局これは文部大臣の責任であるのじやないかと、こういふうに考えますが、大臣はどう考へられますか。

○國務大臣(清瀬一郎君) こういふ祥事件が起つたのは、おそらく私が私の前任者かの責任であろうと存じます。するが、文教予算が少かつたからといふのには、私は少し飛躍があるかと思ふのです。今新聞に載つているのは速捕された人が弁明に言つてゐることですね。自分が遊興に使つたのでも飲食に使つたのでもない、給食会館を作るためだ、本当に給食会館を作るのでも文部省の費用で作るべきものじやないのと、地方自治体の費用で作るべきも

のだと思ひうのです、義務教育の学校に対する施設ですから。もちろん文教予算は多い方がいいと思います。しかしながら政府委員から説明いたしました通り、わが国予算の一三・九%、世間でややましく言われる防衛庁の予算よりも大きさのあります。日本は經濟もつと盛んな国にいたしたいのですが、ますますのところには一つ私は飛躍があると思うのですが、いかがでしょうか。

○安部キミ子君 横長さんにお尋ねしますが、事務費だと滞在費が少くて、それに使つたといふようなことが言ひたっておりますが、あれはほんとうですか。

○政府委員(小林行雄君) 私が県の講演会館を立てるためにいろいろ警視庁等から入つて来ますニースによりますと、まあ、事務費あるいは旅費、指導費といふようなものにも一部使つたらしいということが言ひられておりります。

○安部キミ子君 ただいまのお話があまりすように、大臣この金はそういうふうな教育関係の費用に使われているのですね。そういうことになれば、私はやはり教育の予算が少いということになつてゐるのじゃないか、はつきりしていると思ひますが、どうですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 安部さんの

すから、私も刑事の問題については年携わったことがあります。が、被立場をジャスティファイするための立場をはつたことがあります。人、被疑者といらうものは、何とか自分の立場を研究いたしたいと存じます。

○安部キミ子君 そろしますと、今一応了承しまして、もし今度この犯人の人たちの口から事務費を使つたとかあるいは旅費に使つたとおもふうなことがはつきりいたしましたときには、大臣は今述べられましたこの発言をどういふうに責任を持たれますか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今申したことはどれも私は責任をもちます。

○安部キミ子君 それから、もう一つ局長にお尋ねするのですが、幾らの金額が何という会社に横流になつたか、はつきりした御答弁をいただきたい。

○政府委員(小林行雄君) 私の知つた範囲内におきましては、大体約一万ポンド、これは二百五十ポンド入のドラマム、ファイバー、ドラマムのものでございますが、これが二百本、五万ポンドのものが横流しされたといふうに承つております。これも私はどちらの官庁のルートから聞いたものでありますんで、はつきりいたしませんけれども、必ずしも正確でないかと心配せんけれども、長崎県が青木正人というブローカーに充り渡したといふうに承つております。

○安部キミ子君 それがどこのミルクル会社に渡されたか御承知ありませんか。

○安部キミ子君 それは金額にして  
かほどになりますか。  
○政府委員(小林行雄君) その辺の  
これまでまたはつきり正確に承わつ  
ておらずません。  
○安部キミ子君 新聞によりますと  
千方百円というふうに、ある新聞には  
いたと記憶いたしますが、これく  
らいの金額ですか。  
○政府委員(小林行雄君) そんな大  
な額にはおそらくならんと思います。  
○安部キミ子君 それで私大臣にお  
ねしたいのですが、こういうふうに金  
面で不正が行われているということ  
重大な問題でありますけれども、こ  
が教育庁で起つた事実、しかも児童  
徒が飲まなければならぬミルクが  
いうふうな業者のために横流し  
なつて、しかも教育庁の役人の人た  
がこういうふうなことをした、ある  
は教育委員会の人が参加しているかも  
されませんですが、そして教育関係は  
ある人がこのよくな不正なことをす  
といふことは、これは道徳的見地から  
言つて重大な問題だと思うのです。  
どもが道徳教育とか、あるいは人格の  
養成とかいうことを言いましても、さ  
た現場の先生たちが口すっぱく言わ  
ましても、教育庁の中で文部省のミル  
クが不正にこういうふうに横流しされ  
るというふうなことは私は教育上極  
しい問題だと思うのです。そういう点  
で大臣はどういうふうな見解をもつて  
おられますか。  
○國務大臣(清瀬一郎君) これは教養  
の上においても非常に悪影響を及ぼす  
事件だと存じます。県教育委員会のこと  
は県立の学校、またその県下の町村立  
の学校の子供にはすぐに耳に入ること  
おられますか。

でござりますから、順法精神を説いた  
校に關係する者が、こういうことを  
したということは、通常の刑事事件と  
違つて文教のためには實に遺憾な  
でござります。こういうことが再び  
ならないように十分に注意し、國の制  
も、また行政の監督もこれを機会に  
一層厳密にいたしたいと、かように  
えておるわけでござります。

○湯山勇君 昭栄を通じて、たとえば新聞の報ずるところによれば明治乳業株式会社に転売しておつた、あるいは転売しようとしておつたというようなことがあります。そういう事実は御存じありませんか。

○政府委員（小林行雄君） 私どもとしては全然それまでのままで承わっておりません。

○政府委員（小林行雄君） 私ども明治  
乳業という名前を承わったのは実は  
きょう初めてでございまして、私はま  
あうかつかもしませんが、初めて承  
わつたのでございまして、そういうこ  
とが新聞に出ておりますれば、そり  
いつたところと連絡をとつてみたい  
と思います。

政府の法律でするのじやないのですね。地方公共団体の中でも、県の方で、年制の条例を作つてもよろしいけれども、作る際には職種によつて特種性を考えると、それからまた恩給に若干年停止といふことがあつて、権利はとつても、まだ本人の実際の年令が若いから、とうのでもらえない人があります。たとえば三十年勤めても二十才どころか

二人使えるではないか。」ううきわねて簡単な議論、しかまた一方あれわれわれの教育の重要性、あるいは特殊性とどうとうな立場に立って考へると、こういう簡単な割り方はいわば俗論だと思ふのです。その点まではだれでもおそらく御賛成下さるだらうと思う。だからこそ、昨年のあの当時文部当局はこれに猛反対をされ、当時の松村文部大臣も先端

特殊じゃないかといったら、その通りで、それは特殊性だという答弁を先刻も受けております。

また退職金、一時年金との関連においてここで停年にはなつた。しかし退職金はまだもらえたのだといつたよりなことの不都合がないように、そういうことも考える。いろいろと緩和方策も考えられておるなんですから、

○湯山勇君 これはやはり若干怠慢で、そういうところへこゝへこゝうちに充つているとか、売ろうとしているとかということがあれば、文部省もそういうところへ当つて、そういう事実がないかどうか、これに別に逮捕されて

うことが伝えられておる、そうしてわれわれの聞くところでは昨年の二十二特別国会当時同じ問題が出た際、文部当局は教員をこれに含めるということに対し非常に強い反対をとつてき

明日ぐらはいは出そらなんです。そういうことでありますらどうでありますか。あるいは考慮しなければならんじやあるまいか。一方また今教育界の大き兄はちらなが一番よく御質問の大

か。教育の特殊性といふことから考へても、やはり停年制はやるべきだとお考えなのか。

によつて実質的に教員をこの停年制から排除するという方策は別にあるわけではないでしょう。その点はいかがですか。

査ですから、そういう事実がなければ  
安心していいし、疑惑を持たれている  
点で文部省で調査のできるところは調  
べて、そして当委員会へも先ほどの

た。その結果あれはできなかつたわけです。ところが今度は文部当局も、この教員に停年制を適用するということに対しては、ちょっとした気持がつて、

に、何ですか、下の方の人が世間で言  
う、後進のために道を開くということ  
も、これも一つの考慮でござりまする  
から、それやこれや考えて、やはり一

まだ大蔵として前任者のままであるわけ  
ることを私も同様でござります。去年  
の秋に私が職務を持っておつたら、松  
村君と同様な態度をいたしたと存じま  
す。ほんとに同様なことをつづ

○国務大臣(清瀬一郎君) 完全なる保護にはならんと思います。これを作るのは何としても各府県であります。しかし府県の条例を作るに際して今回の法見にこまち三、四〇〇〇人

○政府委員(小林行雄君)　文部省とい  
うな答弁ではなくて、もう少しい  
まではこらだと言えるような答弁をす  
べきだと思いますが、いかがですか。

相当好意的な態度だ、従つてこれはおそらくものになるのじゃないかといふことを聞くのですが、これが事実であるかどうかといふことをまずお聞きし

般の公務員がやるのであるから、そういう場合にはひとつおつき合いをしなきやなるまいかと先刻以来考えておるところでござります。あまりあすすむ

す。しかるに前国会、今度の国会の  
重点は、まあ地方の赤字解消といふこと  
んで、その圧力がだんだん重くなつて  
きたですね。ソ連の外交といったよ  
うな国家的なことで問題はうつこ  
う。

故に特別性を顧みると、学校の教師員といつたのはやはり老練なる長年やつている人が続けてやる方がいいという特殊性があるということは、精神内二三則によつて、今後、参考

たしましても事は重大でござりますの  
で関係の警視庁なり、税關なり、あるいは  
は地檢等にもいろいろ連絡しておるの  
でござりますが、いずれもまだ捜査の

○国務大臣(清瀬一郎君) 秋山さんは最も早く情報を得ておられるのです  
が、実はまだ留認でも、先刻は話が出

に言い過ぎで悪かつたかと思いますけれども……。

が、この国会の一番重点は地方の赤字解消だらうと思うのです。その世論の圧力があるのと、あの体育大会の持ち回りの問題も、やはりこれで問題

段階で内容をお話すことができない  
というようなことでございまして、  
私どもの今まで知り得た範囲内のこと  
を御説明申し上げたわけであります。  
○湯山勇君 新聞に出てる明治乳業  
あたりへお当りになる御意思はありま  
せんか。

ませんでした。明日は出るのだろうと思ひます。情報の早いのには驚いた次第です。今度は地方の公務員は全般に教員という名前は出ておらんです。地方の公務員全体に停年制をつくわけであります。しかしながらその中に公務員の職務の性質によつて、今度のは

昨年文部省なり、大蔵省なりが、この停年制の問題を持ち出したのですね、御存じの通り。文部省なり、大蔵省なり自治庁の持ち出るのは、これはまあ一応理由はあるのですが、要するに財政面で困るから年をとった人は俸給が多いので、一人やめてもらえば若い人を

回の問題をやれこれに同意して、一ぺんどうかしてこの赤字といふことが、国会内の大きな空気でもある。という外部の変化と、それからして今度の案にはさつきも申しました通りですね、職員の特殊性を顧みるといふことを自治庁の担当者に特殊性といふは何だ。僕が担当しておる学校教員は

たとしてどうもうに和氣を言いたならば、これは誇張で言い過ぎかと思います。しかしともかくも國の法律である。こうする以上は民主主義、法治國家でありますから、全く無効なものだとは考えておりません。

第六部 文教委員會會議錄第二號

昭和三十一年二月九日  
【参議院】

○秋山長造君 大臣は、だから、そうであるならば、はやり教員には停年制を適用しないことが、やはり教員を守るやうんだから、これはその犠牲になるのでも、もむを得ないということなんですか。その点がちょっと、もう少し文部大臣として停年制を適用することはよくないういうお考えならば、もう少しはつきりした線を出して、自治庁長官なり大蔵大臣なりとやはり折衝されるのが頗もしい文部大臣としての態度ではないかと思うのですがね、その点どうですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 先刻申し上げた通りでござります。一方で教員の立場を守るといふこともむろん一つの原理、原則ですけれども、何事にも限界というものがありまして、今日の国家全体の情勢と、それから今回の案自身を参照して幾分の緩和方法を講じておるということとあわせ考えまして、これには同意しなければならぬかと、私は今日ただいまでも思うておるのでござります。

○秋山長造君 大臣は非常に地方の方をよくお考えになつておるのであります。さつきも安部さんからお話をあつたのですが、実際今の地方の実情といふものはそんないものではないのです。これは特殊性といふような抽象的なことで、しかもその特殊性を認める

認めぬは地方の自由だといふよくなことはあつたら、これは認めるはずはないのです。その中で教育予算というものは地方でも目のかたきにされておることは御承知の通りなんですからね。だからもう少し停年制は悪いという信念を持っておられるならば、一つその線に沿つても少し積極的に、特に政調会長などやられてその面での大御所なのですですから、特に一つ積極的に発言をされて、教育を守るということに熱意を示していただきたいと思うのです。

○國務大臣(清瀬一郎君) 御経験に基く貴重な御意見よく拝聴いたしておきまして、なおまだ今晚一晩あることですから十分考えます。

わけではなく、今後とも何とか事態を好転させるように法務大臣としては努力すると、こういうような御発言があつたわけですが、文部大臣としてはどうお考えになつていらっしゃるか、お尋ね申し上げたいと思います。

○國務大臣(清瀬一郎君) あの出入国のこととは全く諸官庁の行政の問題であります。閣議事項でもございません。しかしながら著名なあの問題を私は知らずではございません。一たんこれは許可しないということを当局の牧野大臣より聞きましたのです。

〔委員長退席、理事川口爲之助君着席〕

その後それも余儀ないことだと、わが国とまだ国交が回復しておらぬ中華人民共和国のこととありますからそれもそろだと思っておりましたら、関係の組合が特に前文相の紹介で私のところにお見えになりまして、条件が悪いならば、すなわち方明などが滞在する日数が多ければこれを短縮する、また各地の講演等に回らないようにするのであつたらそれもする。だからあの人をこらせてくれと、違ったまゝ提案がきましたから、それならば違った条件が出来た以上はやはり違つて再考をしなければなるまいというので、その条件に私が賛成したのではございませんけれども、こういう別種の申し出がある以上は、これは考るべきものだ、伝えましょ。それで私は伝達の役をして、招請した教職員組合の方でこういふ新問題があるからこれを考えてくれましたかが、もはや差し迫つたときであ臣は事務当局の意見も徵してさらに考えるということを、その日は二日でありましたが、もはや差し迫つたときであ

ありました。返事があります。そういうことで私の伝達が役に立つたらまことによかったです。思いつきました。私自身が牧野君の決裁がよかつたか悪かったかの批判をここですることは慎みたいと思います。そういう始末でございます。

○湯山勇君 経過についてはよくわかりましたのですが、ただ、問題は文化交流のよきな場合、たとえば向うからこちらに加入するとか、あるいは向うからこちらに加入するとか、そういうふたつの視察団が入るとか、こちらから学術の視察にいくとか、あるいはまた国交は回復していくことです。こういう世界的な視野、国際的な理解、そういうもののを深めるためにできるだけそういう政治面とか、そういうものを離れて交流するということは、私はやはり、たといふ國交が回復していなくてもやるべきじゃないかと思うのですが、そういう原則的な問題については大臣は、今この入国の手続云々の問題は別として、原則的な考え方についてはどうお考えになられますか、お伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) そういう問題は、一々具体的な問題でないというと役に立たぬことだと思いますけれども、ただ抽象的に言えばおっしゃれば文化の交流は私はいいことだと思ひます。前に郭沫若君が来られた前例もあることありますが、しかしながら幾分でも政治的な色彩が予見できることといったようなことであつたら、

そういうふうに思ひますので、実に微なことで、具体的にその問題について、今度来られる方明先生のお人柄、また中国における地位、また日教組の会合の過去、現在における行き方と、まあそういういろいろなものを総合して、だれか責任者が判断すべきことございまして、抽象的に文化交流如何とおつしやれば可なりと答えるほかはない、私は思うておるのであります。はなはだ失礼ですが、四十分に私に対する質問が予算委員会でございましたので、ここに政務次官がおられますから、一つ政府次官からこの次の質問をございまして、お尋ねしたいと思います。

○湯山勇君 大臣一分間でよろしくお願いしますから。向うに行かれるのでござりますから、お尋ねしたいのは、大臣は教員が護憲運動に参加することは政治活動だといふよう御発言があつたようですが、特例法に違反するかしないかといふことは、政治活動即特例法違反ではないわけですから、これはどの条文に当つたのであるということを大臣御検討にならなければなりませんでしょか。御検討になつておられるならば、私もそれについて調べたいと思いますから、第何項に該当する、そういうことを一つ大臣おかりでしたら、それだけお答え願いたいと思います。

○國務大臣(清瀬一郎君) このことはもう一ぺん委員会をお開き願つて十分に検討したい大切なことだと思っております。ただ私の今まで研究しておる方針は、國家公務員法の百二条ですね、教員諸君は地方の公務員ですけれども、国家の職員と同じように扱うといふ規則があつて、公務員法の百二条



教育の民主化、地方分権、自主性確保を三大原則とし又、民主的、文化的平和国家建設の根幹をなす重大な新制度であるから、是非とも本制度を存置すべきである特に、本制度の骨子となつてゐる委員の公選制、原案送付権及び支出命令権並びに人事権についてはこれを現在のまま存置せられたいとの請願。

第八九号 昭和三十年十二月二十六日受理

地方教育委員会存置に関する請願（九通）

請願者 大分県東国東郡武蔵村  
大字池ノ内 徳丸伊太郎  
邸外百二十一名

紹介議員

矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第八三号と同じである。地方教育委員会存置に関する請願（二通）

請願者 大分県竹田市大字竹田  
大久保静平外六十八名

紹介議員

矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第八三号と同じである。

第九八号 昭和三十年十二月二十六日受理

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 京都市中京区西ノ京伯  
樂町四 中川源一郎

紹介議員 井上 清一君

第十六国会において高等学校の定時制教育及び通信教育法が成立したことは

勤労青少年教育振興上まことに祝福を堪えないところであるが、この振興法は、期待した原案に較べ施設の補助、教育職員給料の補助等箇所の重要な項が本文中から削除され附帯決議として議決されている関係上、定時制教育及び通信教育の発達にはなほだしい支障をきたしているから、すみやかにこれを改正し勤労青少年の教育振興に努められたいとの請願。

第一〇七号 昭和三十一年十二月二十七日受理

吳市に広島大学医学部存置の請願

請願者 広島県吳市長 松本賢一  
一外一名

紹介議員

矢嶋 三義君

広島大学医学部を明年度において広島市に移転すべく文部並びに大学当局で計画している由であるが、本大学医学部は吳市に生れ、吳市に育つたものであり将来とも吳市において發展させることが吳市民の悲願であつて、当局の請願の趣旨は、第八三号と同じである。

地方教育委員会存置に関する請願（二通）

請願者 大分県竹田市大字竹田  
大久保静平外六十八名

紹介議員

矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第八三号と同じである。

第一〇八号 昭和三十一年十二月二十日受理

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 岐阜県高山市神明町四  
ノ一五高山市役所内高  
山祭及び屋台の調査に関する請願

紹介議員 矢嶋 三義君

高山祭及び屋台は、奈良朝以来飛驒庄

による建築彫刻の弊を發揮し、加うる堪えないとあるが、この振興法は、期待した原案に較べ施設の補助、教育職員給料の補助等箇所の重要な項が本文中から削除され附帯決議として議決されている関係上、定時制教育及び通信教育の発達にはなほだしい支障をきたしているから、すみやかにこれを改正し勤労青少年の教育振興に努められたいとの請願。

第一一四号 昭和三十一年一月九日受理

地方教育委員会の権限縮少反対に関する請願

請願者 東京都新宿区下落合四  
ノ一、六九二 小柏空

紹介議員

安井 謙君

一月七日、自民党文教制度調査特別委員会は、教育委員会制度に関する「都道府県及び市町村の教育委員会は存置する。但し委員は任命制とする。なお予算原案送付権を廃止する。」との基本方針を決定した由であるが、かくては昔日の学務委員制の復活であつて民主主義教育を根本的に破壊する結果となるから、委員の公選制度及び予算原案送付権については、あくまでこれを統続するよう善処せられたいとの請願。

第一一〇八号 昭和三十一年十二月二十一日受理

学校保健法制定に関する請願

請願者 青森市長島本町国道通  
久保内健太郎

紹介議員 笠森 順造君

現在、学校における健康管理に関する

法規としては、学校身体検査規程（省令）、学校伝染病予防規程（省令）、教員保養所令（勅令）等であるが、これらはいずれも時代的にずれが大きく、不徹底、不完全なもので、到底現下の学校保健に即応して、これが万全を期す所遇、勤務規定等は全く不備で彼等の活動に万全を期することは不可能の実状である。また、最近における災害事故のひん発にかんがみ、健康組合制度等による全国児童生徒の健康の保全並びに傷害の補償等について急速に対策をたてる必要を認めること痛切なるものがある。これららの理由により早急に学校保健法を制定せられたいとの請願。

第一一二〇号 昭和三十一年一月十三日受理

岩手県立宮古水産高等学校等の共同実習船建造費国庫補助に関する請願

請願者 岩手県議会議長 内村一三

紹介議員

川村 法助君

岩手県における水産教育施設として岩手県立宮古水産高等学校等の共同実習船建造費国庫補助に関する請願

第一二二九号 昭和三十一年一月十三日受理

岩手県に国立水産大学設置の請願

請願者 岩手県議会議長 内村一三

紹介議員 川村 松助君

岩手県の沿岸は、世界三大漁場に面し、海岸線は実に延長四百七十キロメートルに及び、その周、天然の良港に恵まれるとともに、暖流寒流による魚種の多様なること等、本邦屈指の水産県として、他に類を見ないところであるが、本県水産業界の実態は、水産の基盤となる調査研究の資料が乏しく、

による資料その他の指導機関を持つこととなる現状であるため、地域の水産資料と指導が何としても必要であるから、本県水産業の特殊性にかんがみ、国立水産大学を設置せられたいとの請願。

第一二三〇号 昭和三十一年一月十三日受理

岩手県立宮古水産高等学校等の共同実習船建造費国庫補助に関する請願

請願者 岩手県議会議長 内村一三

紹介議員

川村 法助君

岩手県における水産教育施設として岩手県立宮古水産高等学校等の共同実習船建造費国庫補助に関する請願

第一二一〇号 昭和三十一年一月十一日受理

学校保健法制定に関する請願

請願者 久保内健太郎

紹介議員 笠森 順造君

現行、学校における健康管理に関する

## 国立学校設置法の一部を改正する法律案

# 国立学校設置法の一節を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第二百五十号)の一部を次のように改正す

第四条第一項の表中京都大学の項を次のように改める。

3 4 会員は、非常勤とする。  
会員は、総会において、学術上の論文を提出し、又は紹介することができる。

(役員)

二 会員が提出し、又は紹介した  
学術上の論文を発表するための  
學術要の編集及び發行

三 その他學術的研究を奨励する

ため必要な事業で、日本学士院

### 3 (関係法律の改正) 日本學術會議法の一部を次のように改める。

第六章 削除

京都大学		京都府		化学研究	
研究所	研究室	研究所	研究室	研究所	研究室
ウイルス研究所	防災研究	食糧研究所	木材研究所	工学研究所	結核研究所
ウイルスの研究並びにウイルス病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究	災害に関する学理及びその応用の研究	食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究	木材に関する学理及びその応用の研究	工学に関する学理及びその応用の研究	結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究
					世界文化に関する人文科学の総合研究

附  
錄

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

日本学士院法案

日本学士院法

### (目的)

一条由本学士院は、學術上功績  
顯著、科名者、臺遇、上、幾

著名な科学者を優遇するための機関として、二つの法律のうちから二つも

関どひこの法律の定めると云ふにほり、学術の癡達に寄与せるた

必要な事業を行なうことを目的とする。

する。

(組織)

二条 日本学士院は、日本学士院

会員(以下「会員」といふ。)で組織する。

第六部 文教委員會會議錄第二號

昭和三十一年二月九日

3 日本学士院に、次の二部を置き、会員は、その専攻する部門により、いずれかの部に分属する。

第一部 人文科学部門

第二部 自然科学部門

(会員)

第三条 会員は、学術上功績顯著な学者のうちから、日本学士院の定めるところにより、日本学士院において選定する。

2 会員は、終身とする。

第六条 日本国は、我が國における学術の発達に因り、特に功労のあつた外国人に、日本学士院客員の称号を与えることができる。  
(国際学士院連合への加入)  
第七条 日本国は、国際学士院連合に加入することができる。  
(事業)  
第八条 日本国は、次の事業を行ふ。  
一 学術上特にすぐれた論文、著書その他の研究業績に対する授賞

(経過規定) 1  
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。  
2  
この法律の施行の際次項の規定による改正前の日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百二十一号)第二十四条の規定により置かれている日本学士院並びにその日本学士院会員及び役員は、それぞれ、この法律による日本学士院並びにその会員及び相当の役員となるものとする。

第二条第三項中第十六号を削り、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第十二号として次の一号を加える。

十一 日本学士院会員

---

日本學術會議法の一部を改正する法律案

日本學術會議法の一部を改正する法律

日本學術會議法（昭和二十三年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

